

我が国の私有財産は原則不可侵であるが、憲法第29条第3項において「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」とされている。

土地収用法はこれを受けて、国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的として公共の利益増進と私有財産との調整を図るとともに公共事業に必要な土地等を収用または使用するため必要な要件、手続、効果等を定めたものである。当該法律によって定められた手続は大きく「事業の公益性を審査する事業認定手続」と「正当な補償に関する収用裁決手続」の2つに大別される。これは憲法29条第3項内「公共のために用いることができる」の審査が前者、「正当な補償」の裁決が後者に該当すると言えらる。当該法律の制定により、事業効果の早期発現で社会が円滑に回ることに繋がる。

(事業認定手続)

土地収用法20条で事業の認定を受けるときの要件が定められており、下記のとおりである。

- ① 事業が第3条各号に該当している。
 - ② 起業者が事業を遂行する十分な意思と能力を有している。
 - ③ 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与する。
 - ④ 収用または使用する公益上の必要性がある。
- 事業の認定を受けるには上記①～④を全て充足する必要がある。

当該手続の主たる流れとしては、申請前に利害関係人に事業の目的等を広く周知するため、事前説明会を開催する。その後、起業者が事業認定申請を行うと、事業認定庁は起業者の縦覧を行う。縦覧中、利害関係人は都道府県の縦覧に意見書、事業認定庁の処分と相反する意見が出れば第三者機関の意見聴取を行う。最後に事業が認定されれば起業者に通知し、認定理由を公表する。

(収用裁決手続)

事業認定告示後、起業者は土地収用法35条～38条によって、現場での測量及び調査を経て、土地物件調書を作成し、権利者立会の元、署名押印をいたす。当該調書に基づき、収用対象地の所有権等に対する権利取得裁決として裁決申請書、また収用対象地上に存する物件等に対する明渡裁決として明渡裁決申立書を収用委員会に提出する。これにより裁決手続開始の前提登記がなされ、収用審理を経て、権利取得裁決により、土地の区域、使用の期間、土地等の損失補償額、権利を取得する時期、また明渡裁決により、物件等の損失補償額、物件を移転し土地の明渡し時期が定まる。

なお、土地所有者等によって土地の明渡しが行われないうち、起業者の請求により、市町村長による代行、また都道府県知事による代執に至る場合もある。

(20 字 × 30 行 = 600 字 / 頁)

(※ 事務局において誤字等一部修正)